

○ 死体取扱い時における適切な遺族説明について（通達）

（令和6年3月6日付け通達香捜一第23号）

警察が死体を取り扱った際の遺族説明については、「死体取扱い時における適切な遺族説明について」（平成30年11月9日付け通達香捜一第218号。以下「旧通達」という。）に基づきこれを行ってきたところであるが、この度、保存期間の満了に伴い必要な改正を行い、遺族への説明について下記のとおり定めたので、引き続き、遺族の心情に配慮した適切な対応を取られたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

第1 遺族等に対する死因その他参考となるべき事項の説明

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「法」という。）に基づく死体調査において取り扱った死体（犯罪捜査の手術が行われる死体を除く。以下「取扱死体」という。）については、同法第10条（死体の引渡し）第1項に、死体引渡し時に、遺族その他当該取扱死体を引き渡すことが適当と認められる者（以下「親族等」という。）に対して、当該取扱死体の死因その他参考となるべき事項（以下「死因等」という。）を説明しなければならない旨が規定されていることから、次の事項に留意の上、遺族等の感情に十分に配慮した適切な死因等の説明に努めること。

1 遺族等の範囲

一般的には、配偶者、二親等以内の血族（子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹）及び同居の親族がこれに該当するが、このほか死体を引き渡すことが適当と認められる者もこれに含まれる。具体的には、個別の事案に即して判断することとなるが、遺族がいない場合や遺族がいても死体の引き取りを拒否した場合において、死亡者の生前の人間関係を考慮し、死亡者の同居人や知人といった当該死体の埋葬・火葬等の措置を適切に行うことができる者がいるときは、これらの者のこれに含まれる。（ただし、後者の場合にあっては、当該死体を死亡者の同居人や知人に引き渡すことについて、遺族の意向を確認しておくこと。）

2 説明事項

遺族等に説明すべき死因等としては、以下の各項目に関する事項が挙げられる。

(1) 発見日時等

死体の発見された日時・場所及び発見時の状況

(2) 調査の実施結果

法第4条第2項の規定に基づく調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査及び関係者に対する質問等の必要な調査）の実施結果

(3) 検査の実施結果

法第5条第1項の規定に基づく警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令第1条各号に掲げる検査を実施した場合における実施した検査及びその結果

(4) 解剖の実施結果

法第6条第1項の規定に基づく解剖（特定行政解剖）を実施した場合におけるその結果

(5) 死因

その死が犯罪に起因するものではないと判断した理由及び死亡者が死に至った経緯を含む死因(直接の死因については死体検案書に記載されたものを説明すること)

(6) その他参考事項

明らかになった死因等が遺族等に何らかの被害を及ぼすおそれがある場合には、その対処方法等遺族等の不安の緩和又は解消に資すると考えられる事項等

3 説明の時期

原則として遺族等への死体の引渡し時である。ただし、遺族等の都合により、引渡し時に説明することが困難な場合には、遺族等の都合がつき次第速やかに実施すること。また、解剖に伴う検査等の結果が判明するまでに時間を要する場合には、結果が判明次第速やかに遺族等に連絡すること。

4 説明方法等

(1) 説明方法

原則として口頭による。

(2) 遺族等の心情に配慮した説明

ア 遺族等の不安や疑問をできる限り解消することができるように、資料を提示の上説明を行うなど遺族等の心情に配慮した適切な説明に努めること。

なお、死亡者が乳幼児又は若年者の場合や自殺によるものである場合には、遺族等の動揺や悲しみが極めて大きいことから、その心情に特に配慮すること。

イ 正確な説明を行うため、必要に応じて、検案、検査又は解剖を実施した医師の協力を得て共に説明を行うこと。

ウ 死体の引渡し後、しばらくして改めて説明を受けたいと感じる遺族等もあり、このような場合であっても、適切な対応をすることができるように、担当者の連絡先を教示するなど必要な措置を講じておくこと。

エ 遺族等が説明を求める事項が第三者のプライバシーにわたる場合には、遺族等に対して、説明することができない事項がある理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めること。

(3) 遺族等の要望を踏まえた再説明

ア 遺族等から(2)の説明に係る調査、検査等の結果の提供を求められた場合には、別添1「死体調査等結果交付要望書・受領書」により、その要望を受理すること。

遺族等が死亡時画像診断に係る画像が記録された外部記録媒体等の写しや写真の提供を希望する場合には、要望書の備考欄等に死亡時画像診断に係る画像等の提供を希望する旨を記載させるなど、その状況を明らかにしておくこと。

イ 要望書を受理すれば、できるだけ速やかに、

(ア) 死亡者の本籍、住居、職業、氏名、年齢

(イ) 発見日時、場所

(ウ) 調査の実施結果

a 外表の調査

b 死体の発見場所の調査

c その他の調査(所持品の調査、既往症の調査及び遺書の調査等)

(エ) 検査の実施結果(検査項目、検査結果)

(オ) 解剖の実施結果(解剖の際に実施した検査結果を含む。)

に関する客観的事実を簡潔に取りまとめた別添2「死体調査等結果書」を作成し、申請者に対して交付の上、再説明を行うこと。

解剖の実施結果については、警察が保管する解剖医師から提出を受けた特定行政解剖結果報告書の写しを交付すること。

なお、死因については、検案医師が作成する死体検案書に記載されることから、警察において作成する書面には記載しないこととする。

ウ 死体調査等結果書には、遺族等の要望を踏まえ、死亡時画像診断に係る画像が記録された外部記録媒体又はフィルム（以下「外部記録媒体等」という。）、再説明に必要な写真等の参考資料を添付すること。

ただし、死体の写真等の資料については、死者の尊厳の保持に留意しつつ、再説明を行う上で必要なものを選択すること。

外部記録媒体等を参考資料として添付する場合には、原本である外部記録媒体等を複写して同一のものを作成すること。

なお、これらの参考資料を添付することができない場合には、遺族等にその理由を説明すること。

エ 死体調査等結果書を交付する際は、遺族等の身分確認を行うなど、誤りのないようにし、受領書に署名押印をもらうこと。

死体調査等結果書の交付は、遺族等に対する説明の一環として行うものであり、当該書面が警察証明の類との誤解を受けることのないよう配慮すること。

オ 死体調査等結果書の交付は、複数の遺族等から求めがあったとしても、原則として死体を引き渡した遺族等に対して1回行えば足りる。

(4) 客観的事実に基づく説明

憶測や不確かな情報に基づく説明を行うことは厳に慎み、その時点で明らかとなっている客観的事実に基づいた説明を行うこと。

5 調査等に係る記録等資料の提供

死体調査等結果書（添付の参考資料を含む。）以外の調査等に係る記録等資料の提供については、第三者のプライバシー保護や警察事務の適正な遂行への支障がないことに配慮しながら、「死因究明等の推進に関する法律案及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案に対する附帯決議」（平成24年6月14日参議院内閣委員会）三の趣旨を踏まえつつ、適切に対応すること。

6 留意事項

(1) 取扱死体以外の死体に係る死因等の説明については、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）第5条の規定に基づき行うこととなるため、本通達によるものではないが、できる限り丁寧な説明に努めるべきことに変わりはないことから、以後の犯罪捜査又は公判に支障を及ぼさない範囲内において適切に行うこと。

(2) 検視規則第5条の規定による検視（代行検視）や刑事訴訟法の規定による検証又は犯罪捜査規範の規定による実況見分の現場において、一時的に遺族説明を行わなければならない場合は、その時点で明らかになっている事実に基づく説明に止めること。

(3) 遺族説明に当たっては、死者への礼を失することなく、遺族の心情に配慮して丁寧かつ適切に行うことはもとより、遺族の疑問に対しては、適切で十分な説明を行うとともに、必要により、遺族の疑問を払拭するための捜査の実施も検討すること。

(4) 事件、事故、自殺の判断については、遺族の心情に与える影響が極めて大きいことから、客観的事実が明らかになっていない場合に断定的な説明をしないことはもとより、警察において断定したと受け止められるような表現をすることのないよう、言葉遣いに注意すること。

- (5) 遺族が説明を求める事項が、捜査上の秘密や個人のプライバシーにわたる場合には、遺族に対して説明できない理由を丁寧に説明して理解を得ること。ただし、その判断に当たっては、安易に捜査上の秘密や個人のプライバシーにわたるとして説明を拒むことなく、その該当性については慎重に判断すること。
- (6) 死亡時画像診断の読影医師に対しては読影結果を記録した書面の写しを遺族等に交付することがあることを予め説明しておくこと。
- (7) 交付書面の記載内容については、捜査第一課検視官において、客観的事実であること及び第三者の個人に関する情報や警察事務の適正な遂行への支障等がないことを確認するので、書面の交付の求めを受けた場合には、検視係に報告すること。
なお、確認にあたっては、個人情報保護の担当者（企画課情報公開係等）等から指導を受けるなど、個人情報の保護に努めること。
- (8) 交付書面の申請期限については、特段定めないこととしているが、死体取扱記録の保存期間中はこれに応ずるべきであることから、文書保存の定めによること。

第2 解剖時における臓器の採取及び保存に関する遺族説明等

1 遺族説明の要領

(1) 解剖実施前の説明

遺族に対し、解剖の意義及び手続等について過不足なく、かつ、分かりやすく説明するとともに、死因を明らかにするために、鑑定人が組織検査等の資料として、遺体から臓器等を採取することがある旨を説明し、理解を得ること。

(2) 解剖実施後の説明

遺族に対し、死因等の説明に併せ、鑑定人において組織検査等の資料として臓器等を採取したこと、当該臓器等については、鑑定が終了するなど捜査上の理由等による保存の必要がなくなった場合には、鑑定人において、死者の尊厳に配慮した適切な方法により火葬されると承知している旨を説明し、理解を得ること。

なお、臓器の採取については、ブロック状の小片を採取することが通例であるが、例外的に後日の詳細な検査のために臓器の全部を採取し保存することがある。

その場合には、遺族の心情に与える影響が特に大きいことから、鑑定人に対して、その必要性について十分な説明を求めるとともに、必要に応じて遺族説明への協力を求めること。

(3) 臓器等の返還を求められた場合の対応

解剖実施前又は実施後の説明の時に、遺族から保存の必要がなくなった後に臓器等を返還するよう求められた場合は、その旨を記録化し、鑑定人に確実に伝えること。

(4) パンフレットの活用

解剖を実施する場合には、遺族に対し、パンフレットを配布の上、解剖の目的及び手続等について説明すること。

2 捜査第一課検視係への報告

臓器の採取・保存等にかかる遺族説明の際、遺族側から臓器返還の意思が示された場合には、今後の対応方針について速やかに検視係に報告すること。

(別添様式 省略)